

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり変更したので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和5年2月15日

神奈川県知事 黒岩祐治

第一 くろまぐろ（小型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

47.5 トン

- 2 知事管理区分に配分する数量等

都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち 1.6 トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4月から6月まで）	1.3 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7月から9月まで）	3.5 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10月から12月まで）	7.1 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1月から3月まで）	<u>10.2</u> トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（4月から6月まで）	1.2 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（7月から9月まで）	8.6 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（10月から12月まで）	11.5 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（1月から3月まで）	<u>2.5</u> トン

第二 くろまぐろ（大型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

8.8 トン

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ（大型魚）漁業	<u>8.8</u> トン

くろまぐろに関する令和4管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量 新旧対照表

変更後	変更前																				
<p>くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり変更したので、同条第4項の規定に基づき公表する。</p> <p>令和5年2月15日</p> <p style="text-align: right;">神奈川県知事 黒岩祐治</p> <p>第一 くろまぐろ（小型魚）</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量</p> <p style="text-align: center;"><u>47.5</u> トン</p> <p>2 知事管理区分に配分する数量等</p> <p>都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち1.6トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">知事管理区分</th> <th style="text-align: center;">配分する数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4月から6月まで）</td> <td style="text-align: center;">1.3 トン</td> </tr> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7月から9月まで）</td> <td style="text-align: center;">3.5 トン</td> </tr> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10月から12月まで）</td> <td style="text-align: center;">7.1 トン</td> </tr> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1月から3月まで）</td> <td style="text-align: center;"><u>10.2</u> トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	配分する数量	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4月から6月まで）	1.3 トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7月から9月まで）	3.5 トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10月から12月まで）	7.1 トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1月から3月まで）	<u>10.2</u> トン	<p>くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり変更したので、同条第4項の規定に基づき公表する。</p> <p>令和5年1月11日</p> <p style="text-align: right;">神奈川県知事 黒岩祐治</p> <p>第一 くろまぐろ（小型魚）</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量</p> <p style="text-align: center;"><u>46.7</u> トン</p> <p>2 知事管理区分に配分する数量等</p> <p>都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち1.6トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">知事管理区分</th> <th style="text-align: center;">配分する数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4月から6月まで）</td> <td style="text-align: center;">1.3 トン</td> </tr> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7月から9月まで）</td> <td style="text-align: center;">3.5 トン</td> </tr> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10月から12月まで）</td> <td style="text-align: center;">7.1 トン</td> </tr> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1月から3月まで）</td> <td style="text-align: center;"><u>9.8</u> トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	配分する数量	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4月から6月まで）	1.3 トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7月から9月まで）	3.5 トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10月から12月まで）	7.1 トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1月から3月まで）	<u>9.8</u> トン
知事管理区分	配分する数量																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4月から6月まで）	1.3 トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7月から9月まで）	3.5 トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10月から12月まで）	7.1 トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1月から3月まで）	<u>10.2</u> トン																				
知事管理区分	配分する数量																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4月から6月まで）	1.3 トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7月から9月まで）	3.5 トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10月から12月まで）	7.1 トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1月から3月まで）	<u>9.8</u> トン																				

<p>月まで)</p>	<p>神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (4月から6月まで)</p>	<p>1.2 トン</p>				
<p>神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (7月から9月まで)</p>	<p>8.6 トン</p>					
<p>神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (10月から12月まで)</p>	<p>11.5 トン</p>					
<p>神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (1月から3月まで)</p>	<p>2.5 トン</p>					
<p>第二 くろまぐろ (大型魚)</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 8.8 トン</p> <p>2 知事管理区分に配分する数量</p> <table border="1" data-bbox="927 1169 1037 2094"> <tr> <td>知事管理区分</td> <td>配分する数量</td> </tr> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ (大型魚) 漁業</td> <td>8.8 トン</td> </tr> </table>			知事管理区分	配分する数量	神奈川県くろまぐろ (大型魚) 漁業	8.8 トン
知事管理区分	配分する数量					
神奈川県くろまぐろ (大型魚) 漁業	8.8 トン					
<p>月まで)</p>	<p>神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (4月から6月まで)</p>	<p>1.2 トン</p>				
<p>神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (7月から9月まで)</p>	<p>8.6 トン</p>					
<p>神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (10月から12月まで)</p>	<p>11.5 トン</p>					
<p>神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (1月から3月まで)</p>	<p>2.1 トン</p>					
<p>第二 くろまぐろ (大型魚)</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 8.7 トン</p> <p>2 知事管理区分に配分する数量</p> <table border="1" data-bbox="927 80 1037 1052"> <tr> <td>知事管理区分</td> <td>配分する数量</td> </tr> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ (大型魚) 漁業</td> <td>8.7 トン</td> </tr> </table>			知事管理区分	配分する数量	神奈川県くろまぐろ (大型魚) 漁業	8.7 トン
知事管理区分	配分する数量					
神奈川県くろまぐろ (大型魚) 漁業	8.7 トン					

下線部が変更箇所

くろまぐろ（小型魚）に関する漁獲可能量の漁業種類別の 配分について

漁業種類別の配分方法

令和5年2月10付けで国から0.8トン追加配分があったため、当該数量を令和4管理年度における漁船漁業と定置漁業の消化率の比率で按分し、各漁業種類に配分する。

表 令和4管理年度における漁業種類別の消化率の比率に基づく配分

	漁船漁業	定置漁業
漁獲可能量	21.7t	23.4t
漁獲実績 (令和5年1月25日現在)	16.8t	22.5t
消化率	77.2%	96.4%
消化率の比率	44.5%	55.5%
融通後の配分量	0.4トン	0.4トン